

北海道公報

目次

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

規則
 ○北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課) 一一五
 ○北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課) 一一六

告示
 ○一般競争入札の資格に関する公示 (情報政策課) 一一六
 ○一般競争入札の実施 (情報政策課) 一一七
 ○特定調達契約に係る落札者等の公示 (高齢者保健福祉課) 一一八
 ○大規模小売店舗立地法附則第五条第一項(変更)の届出 (地域産業課) 一一八
 ○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定 (土地改良指導課) 一二二
 ○道営土地改良事業変更計画の決定 (土地改良指導課) 一二二
 ○小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間 (漁業管理課) 一二二
 ○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一二二
 ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定 (治山課) 一二二
 ○特定調達契約に係る入札の公告 (建設情報課) 一二三
 ○都市計画事業の認可 (都市環境課) 一二三
 ○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正 (物品管理課) 一二三

公表
 ○知事表彰の受賞者 (人事課) 一二三
 ○公募型プロポーザルの実施 (地域産業課) 一二四
 ○平成十三年度種馬鈴しよ集荷販売業者の登録(二件) (地域産業課) 一二四
 ○都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (地域産業課) 一二五
 ○特定調達契約に係る落札者等の公示 (地域産業課) 一二五
 ○道公安委員会告示 (地域産業課) 一二五
 ○少年指導委員規則第二条の規定による告示 (地域産業課) 一二五
 ○道函館方面公安委員会告示 (地域産業課) 一二五

○少年指導委員規則第二条の規定による告示 一二七
 道旭川方面公安委員会告示 一二七
 ○少年指導委員規則第二条の規定による告示 一二七
 道釧路方面公安委員会告示 一二七
 ○少年指導委員規則第一条の規定による告示 一二七
 道北見方面公安委員会告示 一二七
 ○少年指導委員規則第一条の規定による告示 一二八
 胆振海区漁業調整委員会告示 一二八
 ○河口付近における「さけ・ます」採捕の制限 一二八

公布された規則のあらまし

北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(規則第九十五号)
 一 趣旨及び内容
 沿岸漁業等振興法の廃止に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。
 二 施行期日
 この規則は、公布の日から施行することとした。
 北海道立自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則(規則第九十六号)
 一 趣旨及び内容
 沿岸漁業等振興法の廃止に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。
 二 施行期日
 この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十三年八月二十四日

北海道規則第九十五号

北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則
 北海道立自然公園条例施行規則(昭和三十三年北海道規則第七十四号)の一部を次のように改正する。
 北海道知事 堀 達也

第十九条第七号の二中「沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第百六十五号）第八条第二項第二号に掲げる事項を行うために必要な同条第一項の構造改善事業」を「沿岸漁業（漁業再整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第二条第二項に規定する沿岸漁業をこゝつ。以下この号において同じ。）の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年八月二十四日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第九十六号

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則

北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和四十九年北海道規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号ハ中「沿岸漁業等振興法（昭和三十八年法律第百六十五号）第八条第一項各号に掲げる事項を行うために必要な同条第一項の構造改善事業」を「沿岸漁業（漁業再整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第二条第二項に規定する沿岸漁業をこゝつ。第十九条第一号くにおおつ同じ。）の構造の改善に関する事業」に改める。

第十九条第一号ハ中「沿岸漁業等振興法第八条第二項第二号に掲げる事項を行うために必要な同条第一項の構造改善事業」を「沿岸漁業の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道告示第1445号

北海道告示第1445号
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成13年8月24日

北海道知事 堀 達也

1 資格及び委託業務の種類
平成13年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により委託をする業務の種類は、(3)

に定めるものとする。

(1) 契約
平成13年8月24日に一般競争入札の公告を行う北海道ポータルサイト構築事業に係るサーバ機器等のハウジング管理業務委託契約

(2) 資格

北海道ポータルサイト構築事業に係るサーバ機器等のハウジング管理業務の委託の資格（以下「資格」という。）

(3) 業務の種類

北海道ポータルサイト構築事業に係るサーバ機器等のハウジング管理

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 平成13年8月24日直前の納期限までの道税を滞納していないこと。

(5) 平成13年8月24日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

(6) 資本金は300万円以上であること。

(7) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1項に規定する通信事業者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、平成13年8月24日から30日までの間にしなければならない。
受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道総合企画部情報政策課
イ 提出先の所在地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 214

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認められた日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第1446号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成13年8月24日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 委託をする業務 北海道ポータルサイト構築事業に係るサーバ（機器等のハウジング管理業務）
(2) 委託をする業務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 委託期間 平成13年10月1日（月）から平成14年3月31日（日）まで

2 入札に参加する者に必要な資格

平成13年北海道告示第1445号に規定する北海道ポータルサイト構築事業に係るサーバ（機器等のハウジング管理業務の委託の資格を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの申請をしなければならない。

ア 申請の時期 平成13年8月24日（金）から30日（木）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総合企画部情報政策課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 214

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁総合企画部情報政策課内 システム分析室

(2) 入札日時 平成13年9月4日（火） 午前11時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部情報政策課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第51条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 開札の時にあって、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

第 一 二 九 一 号

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部情報政策課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 214

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1447号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年 8月24日

北海道知事 堀 達 也

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称 木製花瓶一個当たりの単価

(2) 数 量 調達予定数量 12,036個

2 落札を決定した日

平成13年 8月 9日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社 丸ヨ 池内

(2) 住 所 札幌市中央区南1条西2丁目18番地

4 落札金額

木製花瓶一個当たりの単価 2,920円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成13年北海道告示第1124号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道保健福祉部総務課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1448号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成13年12月25日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成13年 8月24日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社 きない

住 所 北海道釧路郡釧路町桂木1丁目1番地

代表者氏名 代表取締役 木内 周治

名 称 株式会社 コスモニー

住 所 大阪府大阪市中央区淡路町二丁目2番9号

代表者氏名 代表取締役 篠田 伸生

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 釧路サティ

所 在 地 北海道釧路郡釧路町桂木1丁目1番1ほか

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後8時（ただし、年間60日を限度として午後9時）

(変更後) 午後9時

(4) 変更する年月日

平成13年 9月 1日

(5) 上記③の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

小 売 業 者 名	代表者職・氏名	住 所

(株)イカル北海道	代表取締役 大川 祐一	北海道札幌市白石区本通21丁目南 1番10号
(株)クラッツ	代表取締役 宮本 勝雄	北海道釧路市春採7丁目15番18号
村上 昌隆		北海道釧路市桜ヶ岡2丁目13番5 号
(有)ふじえだ園	代表取締役 斉藤 利典	北海道釧路郡釧路町桂木1丁目1 番1号
(株)メルローズ	代表取締役 大楠 祐二	東京都目黒区青葉台2丁目18番1 号
山野目 啓		東京都世田谷区等々力町1丁目2 番13号
栗田 英俊		神奈川県川崎市多摩区宿河原一丁 目1番17号
石橋 康裕		北海道帯広市西10条南11丁目4番 地2
(株)イトキン	代表取締役 辻村 章夫	大阪府大阪市西区南堀江一丁目4 番19号
(株)オンロード豊山	代表取締役 馬場 彰	東京都中央区日本橋三丁目10番5 号
(株)フランドル	代表取締役 上田 稔夫	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目4番 9号
釧路製靴(株)	代表取締役 青木 徹	北海道釧路市北大通4丁目13番地
(有)あんざいシューズ	代表取締役 安済 弘	北海道釧路市愛国東2丁目11番16 号
(株)石岡時計店	代表取締役 石岡千鶴子	北海道帯広市西8条南18丁目3番 地
(株)ヌノコール・グレース	代表取締役 加納 由廣	北海道帯広市西5条南13丁目1番 地

(株)ナカニシ	代表取締役 中西 弘	鳥取県鳥取市富安2丁目70番地
(株)三貴	代表取締役 木村 和巨	東京都豊島区東池袋3丁目4番3 号
(有)アピリーソ	代表取締役 川崎 正己	北海道釧路市芦野1丁目24番6号
(株)柳月	代表取締役 田村 昇	北海道帯広市大通南8丁目15番地
(株)六花亭釧路店	代表取締役 小田 豊	北海道帯広市西24条北1丁目3番 19号
(株)六峰社	代表取締役 清水 敏和	北海道釧路市共栄大通1丁目1番 5号
(有)あいこ生花店	代表取締役 佐藤 幸子	北海道釧路市新富町3番27号
釧路クリーニング(有)	代表取締役 中場 住雄	北海道釧路郡釧路町木場1丁目9 番地2
大崎 敏明		北海道厚岸郡厚岸町松葉町1丁目 22番地
(有)平川薬局	代表取締役 平川 弥生	北海道釧路郡釧路町新開3丁目17 番
(株)ムラタ	代表取締役 村田 晃啓	北海道札幌市厚別区厚別南2丁目 11番31号
(株)阿寒バス商事	代表取締役 今泉 武	北海道釧路市愛国191番地208
伊貝 正志		北海道釧路市白金町19番地2号
(株)キンゾウ	取締役社長 山田 幸雄	東京都府京都市下京区東塩小路高倉 町2番1
(株)ダイバーリミテッド	代表取締役 武井 勇	東京都千代田区外神田3丁目1番 16号

(有)スプリングワールド	代表取締役 上田 徳郎	北海道釧路市武佐4丁目37番8号
(有)ブチナイツク沙羅	代表取締役 永倉 祐次	北海道釧路市芦野1丁目4番1号
(株)メモリアル	代表取締役 坂野 満	北海道釧路市北大通2丁目8番地
高杉 嘉幸		北海道釧路郡釧路町光和6丁目10番地1
(株)アルプン	代表取締役 樋田猪市郎	北海道釧路市緑ヶ岡2丁目6番10号
(有)カド	代表取締役 武田 太志	北海道釧路市川上町4丁目2番地の1
(株)鈴乃屋	代表取締役 小泉 清子	東京都台東区上野1丁目20番11号
(株)丸絹岡野絹物店	代表取締役 岡野 公夫	北海道釧路市末広町6丁目1番地
(有)もめん屋	代表取締役 小山内壽雄	北海道釧路市芦野5丁目1番5号
(株)ハコダテ屋帽子店	代表取締役 軽部 晴夫	北海道釧路市北大通3丁目7番地
東京ブックセンター開発	代表取締役 熊沢 明	東京都八王子市千代町2丁目20番3号
(株)玉光堂	代表取締役 八木 龍郎	北海道小樽市花園1丁目10番5号
(株)ヒナタ	代表取締役 日向 不二	北海道釧路市北大通5丁目5番地
(株)いせつく	代表取締役 伊勢 邦彦	北海道釧路市北大通9丁目1番地
(株)佐々木洋品店	代表取締役 佐々木政治	北海道釧路市北大通11丁目1番地

(株)アルタミ	代表取締役 井上 民康	北海道釧路市北大通4丁目1番地
---------	----------------	-----------------

- イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
37,246㎡
- ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (ア) 駐車場の収容台数
2,983台
 - (イ) 駐輪場の収容台数
275台
 - (ウ) 荷さばき施設の面積
832㎡
 - (エ) 廃棄物等の保管施設の容量
410㎡
- エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
午前10時（ただし、年間62日を限度として午前9時）
 - (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前10時（ただし、年間62日を限度として午前9時）から
午前0時30分（一部午後11時）まで
 - (ウ) 駐車場の自動車の出入口の数
入口 7か所
出口 8か所
 - (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 2 届出年月日
平成13年8月10日
- 3 届出書等の縦覧
 - (1) 縦覧場所
北海道経済部地域産業課
北海道釧路支庁商工労働観光課
 - (2) 縦覧期間
平成13年8月24日（金）から12月25日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (3) 縦覧時間

午前 9 時から午後 5 時 15 分まで

北海道告示第 1449 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、北見土地改良区が行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成 13 年 8 月 27 日から 20 日間、一般の縦覧に供する。

平成 13 年 8 月 24 日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第 1450 号

道営土地改良（西達布北部地区畑地帯総合整備【一般型】（農業用排水、農道、区画整理、暗きよ））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成 13 年 8 月 27 日から 20 日間、一般の縦覧に供する。

平成 13 年 8 月 24 日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第 1451 号

北海道海面漁業調整規則（昭和 39 年北海道規則第 132 号）第 6 条第 2 項（第 19 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、胆振、日高、十勝及び釧路支庁管内沖合海域における小型機船底びき網漁業（手繰第二種「ししやもけた網漁業」）について、その許可又は起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成 13 年 8 月 24 日

北海道知事 堀 達也

平成 13 年 9 月 5 日から 14 日まで

北海道告示第 1452 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成 13 年 8 月 24 日

北海道知事 堀 達也

1(1) 解除予定保安林の所在 河東郡士幌町字中士幌 164 の 3（次の図に示す部分に限場所）

(2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的

(3) 解除の理由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在 河東郡士幌町字士幌 168 の 11（次の図に示す部分に限る。）
場所

(2) 保安林として指定され 風害の防備
た目的

(3) 解除の理由 排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 解除予定保安林の所在 標津郡標津町字茶志骨 520 の 1（次の図に示す部分に限場所）

(2) 保安林として指定され 霧害の防備
た目的

(3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 解除予定保安林の所在 標津郡標津町字茶志骨 520 の 1（次の図に示す部分に限場所）

(2) 保安林として指定され 公衆の保健
た目的

(3) 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び標津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 1453 号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 20 条の規定による通知があった。

平成 13 年 8 月 24 日

北海道知事 堀 達也

呼 1 6 2 1 2 報

解 公 司

興 業 公 司

北 道

1(1) 解除予定保安林の所在 雨竜郡北竜町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
場所

(2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び北竜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 解除予定保安林の所在 雨竜郡幌加内町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
場所

(2) 保安林として指定され 水源のかん養
た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び幌加内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1454号
次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日ラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成13年8月24日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量
入札契約総合管理システム整備プログラム開発委託業務 1式

(2) 調達をする特定役務の様式等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成14年3月20日まで

(4) 納 入 場 所 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建設管理室建設情報課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 29 - 716

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 道が業務上必要と判断する場合は、道の指示により、随時に来庁し、保守管理ができ

る者であること。

(4) 成果品の納入後、修理、点検、保守、その他のアフターサービスを道の求めに応じて速やかに提供できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号。以下「政令」という。) 第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の③及び④に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成13年8月24日から9月7日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建設管理室建設情報課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 29 - 716

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建設管理室建設情報課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階建設部会議室 (郵送による場合は、郵便番号 060 - 8588 北海道建設部建設管理室建設情報課)

(2) 入 札 日 時 平成13年10月4日 (木) 午前10時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) 相当額を含む。) の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法は、政令第167条の7及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項
北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道建設部建設管理室建設情報課

Phone 011-231-4111 Ext. 29-716

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法
財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道建設部建設管理室建設情報課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

(4) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手續の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

II Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured :

Total Administration Systems for Tender and Contract : 1 set

B. Bid tendering date and time : 10 : 00 A. M, November 4, 2001

(If mailed bids must arrive no later than 10 : 00 A. M, November 4, 2001)

C. Contact : Construction Information Division, Office Of Construction Management,
Department Of Construction, Hokkaido Government

Kita-3, Nishi-6, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8588 JAPAN,

北海道告示第1455号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成13年8月24日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 施行者の名称

函館市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

函館圏都市計画道路事業(3・3・29号八幡坂通)

(3) 事業施行期間

平成13年8月24日から平成17年3月31日まで

(4) 事業地

函館市未広町及び元町地内

収用の部分

函館市桔梗町地内

2(1) 施行者の名称

函館市

(2) 都市計画事業の種類及び名称

函館圏都市計画道路事業(3・4・83号桔梗北通及び3・4・401号桔梗川中通)

(3) 事業施行期間

平成13年8月24日から平成16年3月31日まで

(4) 事業地

函館市桔梗町地内

収用の部分

函館市桔梗町地内

北海道告示第1456号

昭和53年北海道告示第3728号(北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定)の一部を次のように改正する。

平成13年8月24日

北海道知事 堀 達 也

2 売りさばき人の項

「北海道行政書士会 昭利53. 4. 6 同 手箱出張所」を

削る。

札 幌 支 部

公

衆

北海道表彰規則(平成10年北海道規則第31号)に基づき知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成13年8月24日

第1291号

報 告 書

北海道社会貢献賞 市(区)町村名 札幌市厚別区 倶知安町市 美良野市 富良野市 帯広市	氏 名 野 美奈子 野 亮子 野 洋子 伊 藤 子 藤 枝 清子 國 枝 慈雨子 種 田 慈雨子	功 績 の 内 容 消費生活関係功勞	北海道知事 堀 達 也
---	---	-----------------------	-------------

公 報

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。
平成13年8月24日

北海道知事 堀 達 也

- 業務概要
(1) 業務名 北海道どさんこプラザ管理運営業務
(2) 業務内容
ア 道産品の展示、紹介、宣伝
イ 道産品の紹介、宣伝のための催事の開催
ウ 道産品の流通業者向けあっせん紹介
エ 道産品に関する流通情報の提供
オ ナストマーケティングの場や首都圏情報の提供などを通じた道内企業等に対する道産品販路拡大支援
カ 北海道どさんこプラザの保守、清掃、管理業務
キ アからカに関連する業務
- 参加資格及び選定基準
(1) プロポーザルの提出者に要求される資格
ア 道内に事務所又は事業所を有していること。
イ 現在、道産品の製造又は販売(卸・小売を問わない。)、販売促進に携わっていること。
ウ 道内で3年以上の営業実績があること。
(2) プロポーザルの選定基準

- ア 業務処理能力
業務実施体制等
イ 企画提案の妥当性
企画提案内容等

3 手続等

- 担当部局
郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部地域産業課
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 26 - 317
ファクシミリ 011 - 232 - 5692

- 北海道どさんこプラザ管理運営業務企画提案募集要項の交付期間及び場所
平成13年8月24日(金)から9月7日(金)まで
(土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで)
交付場所は(1)に同じ。

- プロポーザルの受領期限、提出場所及び方法
平成13年9月10日(月)午後5時15分
提出場所は(1)に同じ。
持参すること。

4 その他

- 契約書作成の要否要
- 本業務に係る照会窓口
3(1)に同じ。
- プロポーザルに関し、ヒアリングを行う。
- 詳細は、北海道どさんこプラザ管理運営業務企画提案募集要項によること。

取 扱 区 画

北海道石狩支庁告示第21号
北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例(昭和27年北海道条例第67号)第7条第1項の規定により、次のとおり平成13年度から翌々年度までの種馬鈴しよ集荷販売業者の登録をした。
平成13年8月24日

登録番号 登録年月日 住所 氏名又は名称 集荷地 北海道石狩支庁長 山本文夫
石狩第1号 平成13年8月10日 札幌市中央区南1条西10丁目4番地1 全国農業協同組合連合会札幌支所 全道

石狩第2号	平成13年8月10日	恵庭市島松仲町2丁目10番1号	道央農業協同組合	千歳市、恵庭市、北広島市、江別市
石狩第3号	平成13年8月10日	石狩市八幡2丁目332番地11	石狩市農業協同組合	石狩市
石狩第4号	平成13年8月10日	石狩郡当別町錦町53番地57	北石狩農業協同組合	当別町
石狩第5号	平成13年8月10日	札幌市中央区北10条西24丁目1番10号	札幌市農業協同組合	札幌市
石狩第6号	平成13年8月10日	札幌市中央区北4条西1丁目3番地	ホクレン農業協同組合連合会	全道
石狩第7号	平成13年8月10日	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番40号	ホースグリーンプラン株式会社	全国

北海道根室支庁告示第7号

北海道種馬鈴しよ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第7条第1項の規定により、次のとおり平成13年度から翌々年度までの種馬鈴しよ集荷販売業者の登録をした。

平成13年8月24日

北海道根室支庁長 能田文男

登録番号	登録年月日	住	所	氏名	又は住所	名称	集荷地域
根室第1号	平成13年8月14日	標準郡中標準町字武佐247番地4		篠永直文		中標準町	中標準町
根室第2号	平成13年8月14日	標準郡中標準町東7条南2丁目1番地		中標準町農業協同組合	代表理事組合長	高橋勝義	中標準町
根室第3号	平成13年8月14日	標準郡中標準町字武佐南6線西338番地5		三宅和雄		中標準町	中標準町

北海道胆振支庁告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する事は、完了した。

平成13年8月24日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	開発許可年月日及び番号	北海道胆振支庁長	天谷直純
1	勇払郡早来町大町146番1 ほか4筆			
2	勇払郡早来町大町95番地			
3	早来町土地開発公社理事長 小森博行	平成13年6月22日	胆建指第13-7号	

北海道留萌教育庁告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成13年8月24日

北海道教育庁留萌教育局長 松浦隆

- 落札に係る物品等の名称及び数量（1月当たり単価）
パーソナルコンピュータ 1式 9台×1校（養護学校）

- 落札を決定した日
平成13年7月27日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 株式会社 栄進堂 代表取締役 山本 謙二
(2) 住所 留萌市栄町2丁目5番28号
- 落札金額
1月当たり単価 47,800円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成13年北海道教育庁留萌教育局告示第3号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道教育庁留萌教育局企画総務課
(2) 所在地 北海道留萌市住之江町2丁目1番2

北海道公安委員会告示第68号

北海道公安委員会告示第68号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成13年8月24日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

氏 名	住 所	活動区域の名称及び範囲
一當 幸又三子	札幌市中央区南6条西4丁目1番地1	札幌市薄野地区 札幌市中央区南3条から南9条（南9条通以南を除く。）までの西1丁目から西8丁目まで
敬 壽元笑尚	南9条西3丁目1番8 - 1101号	
生山中野林原崎部田川藤司本棟	南4条西8丁目6番地	
天小野原崎部田川藤司本棟	南4条西8丁目6番地	
天小野林原崎部田川藤司本棟	南8条西6丁目420番地	
天小野林原崎部田川藤司本棟	南7条西1丁目2番地	
天小野林原崎部田川藤司本棟	南10条西6丁目3番7号	
天小野林原崎部田川藤司本棟	南4条西2丁目2番地	
天小野林原崎部田川藤司本棟	中島公園18番8号	
天小野林原崎部田川藤司本棟	南8条西3丁目442番地	
天小野林原崎部田川藤司本棟	南5条西1丁目1番地	
天小野林原崎部田川藤司本棟	南8条西6丁目420番地	
天小野林原崎部田川藤司本棟	南9条西5丁目422番地	
天小野林原崎部田川藤司本棟	南12条西1丁目1番15 - 405号	
天小野林原崎部田川藤司本棟	南8条西7丁目1033番地	
天小野林原崎部田川藤司本棟	南8条西1丁目13番地	
藤方田野橋	札幌市北区北24条西3丁目3番11 - 16号	
一當 幸又三子	北22条西4丁目2番10号	
敬 壽元笑尚	北21条西6丁目1番19号	
生山中野林原崎部田川藤司本棟	東茨戸50番地205	
天小野林原崎部田川藤司本棟	北31条西14丁目2番17号	
天小野林原崎部田川藤司本棟	北23条西3丁目1番34号	
天小野林原崎部田川藤司本棟	北21条西6丁目1番6号	
天小野林原崎部田川藤司本棟	北24条西6丁目2番1号	
天小野林原崎部田川藤司本棟	北25条西2丁目1番19 - 202号	
天小野林原崎部田川藤司本棟	北25条西3丁目1番13号	
天小野林原崎部田川藤司本棟	拓北8条2丁目6番1号	
天小野林原崎部田川藤司本棟	北20条西6丁目18番29号	
天小野林原崎部田川藤司本棟	新琴似8条15丁目10番1号	
天小野林原崎部田川藤司本棟	北28条西13丁目1番30号	

大深瓜	竹谷	一 郎	小樽市緑1丁目27番19号	小樽市稲穂・花園地区 小樽市稲穂1丁目及び2丁目並びに花園1丁目及び2丁目
瓜	谷	紀由	花園4丁目3番119号	
深	谷	朗勝美子元之	花園4丁目23番5号	
瓜	野	和	梅ヶ枝町21番4号	
瓜	野	眞知子	豊川町2番2号	
瓜	鳥	子元	花園4丁目15番16号	
瓜	口	明	花園3丁目3番9号	
瓜	田	コ	花園1丁目1番7号	
瓜	野	子	稲穂4丁目9番6号	
瓜	木	元之	稲穂4丁目6番2号	
瓜	野	章平一	相生町3番1号	
瓜	市	貴	花園2丁目4番19号	
瓜	田	阿善啓静百合典京三秀	緑2丁目18番9号	
瓜	田	夫勝子雄子清郎豊男	入船5丁目20番1号	
瓜	里	室蘭市新富町1丁目18番11号	室蘭市中島地区 室蘭市中島本町1丁目から3丁目まで、中島1丁目から4丁目まで、知利別町1丁目、宮の森町1丁目及び4丁目並びに高平町	
瓜	木	港南町1丁目7番2号		
瓜	倉	東町3丁目3番12号		
瓜	田	水元町2番19号		
瓜	二	輪西町2丁目22番11号		
瓜	井	知利別町2丁目6番17号		
瓜	一	御前水町1丁目9番5号		
瓜	東	本町1丁目9番6号		
瓜	青	登別市美園町3丁目23番地5		
瓜	杉	鷺別町6丁目21番地3		
瓜	木	若草町5丁目5番地1		
瓜	高	若草町5丁目5番地1		
瓜	伊	若草町5丁目5番地1		
瓜	坂	若草町5丁目5番地1		
瓜	新	若草町5丁目5番地1		
瓜	山	若草町5丁目5番地1		
瓜	田	若草町5丁目5番地1		
瓜	田	若草町5丁目5番地1		
瓜	川	若草町5丁目5番地1		
瓜	大	若草町5丁目5番地1		
瓜	井	若草町5丁目5番地1		
瓜	保	若草町5丁目5番地1		
瓜	田	若草町5丁目5番地1		
瓜	澤	若草町5丁目5番地1		
瓜	尻	若草町5丁目5番地1		
瓜	崎	若草町5丁目5番地1		
瓜	川	若草町5丁目5番地1		
瓜	瀬	若草町5丁目5番地1		
瓜	津	若草町5丁目5番地1		
瓜	村	若草町5丁目5番地1		
瓜	野	若草町5丁目5番地1		
瓜	田	若草町5丁目5番地1		
瓜	野	若草町5丁目5番地1		
瓜	田	若草町5丁目5番地1		
瓜	但	若草町5丁目5番地1		
瓜	半	若草町5丁目5番地1		
瓜	一	若草町5丁目5番地1		
瓜	之	若草町5丁目5番地1		
瓜	信	若草町5丁目5番地1		
瓜	達	若草町5丁目5番地1		
瓜	信	若草町5丁目5番地1		
瓜	尚	若草町5丁目5番地1		
瓜	裕	若草町5丁目5番地1		
瓜	一	若草町5丁目5番地1		
瓜	之	若草町5丁目5番地1		
瓜	信	若草町5丁目5番地1		
瓜	郎	若草町5丁目5番地1		
瓜	優	若草町5丁目5番地1		
瓜	行	若草町5丁目5番地1		
瓜	夫	若草町5丁目5番地1		
瓜	夫	若草町5丁目5番地1		
瓜	行	若草町5丁目5番地1		
瓜	忠	若草町5丁目5番地1		
瓜	司	若草町5丁目5番地1		
瓜	嗣	若草町5丁目5番地1		
瓜	一	若草町5丁目5番地1		
瓜	之	若草町5丁目5番地1		
瓜	信	若草町5丁目5番地1		
瓜	郎	若草町5丁目5番地1		
瓜	優	若草町5丁目5番地1		
瓜	行	若草町5丁目5番地1		
瓜	夫	若草町5丁目5番地1		
瓜	夫	若草町5丁目5番地1		
瓜	行	若草町5丁目5番地1		
瓜	忠	若草町5丁目5番地1		
瓜	司	若草町5丁目5番地1		
瓜	嗣	若草町5丁目5番地1		
瓜	一	若草町5丁目5番地1		
瓜	之	若草町5丁目5番地1		
瓜	信	若草町5丁目5番地1		
瓜	郎	若草町5丁目5番地1		
瓜	優	若草町5丁目5番地1		
瓜	行	若草町5丁目5番地1		
瓜	夫	若草町5丁目5番地1		
瓜	夫	若草町5丁目5番地1		
瓜	行	若草町5丁目5番地1		
瓜	忠	若草町5丁目5番地1		
瓜	司	若草町5丁目5番地1		
瓜	嗣	若草町5丁目5番地1		

函館方面公安委員会告示第31号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成13年8月24日

北海道函館方面公安委員会委員長 野 又 肇

氏名	住 所	活動区域の名称及び範囲
竹 神 島 山 作 小 本 亀 鈴 吉	函館市千歳町27番11号 東川町8番3号 宝来町32番14号 青柳町27番26号 大森町27番7号 東雲町19番2号 若松町34番4号 大森町1番5号 旭町11番9号 海岸町14番1号	函館市大門地区 函館市大森町1番から34番まで、松風町1番から40番まで、若松町1番から40番まで、東雲町1番から20番まで、新川町1番から35番まで及び千歳町1番から27番まで

旭川方面公安委員会告示第24号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成13年8月24日

北海道旭川方面公安委員会委員長 井 須 孝 誠

氏名	住 所	活動区域の名称及び範囲
安 藤 藤 田 中 西 早 大 大 小笠原	旭川市2条通1丁目右2号 8条西3丁目1番11号 忠和6条6丁目5番23号 6条西2丁目2番21号 5条通13丁目右10号 1条通4丁目左7号 豊岡9条3丁目5番4号 2条通11丁目右7号 5条通11丁目1725番地の27	旭川市平和通り地区 旭川市宮下通5丁目から8丁目まで及び1条通から8条通左までの5丁目から8丁目まで

佐藤 慶 利 美 雄 和 公 薫 雄	同 同 同 同 同 同	1条通5丁目左5号 旭町2条1丁目31番地の69 本町2丁目432番地 春光台4条3丁目12番22号 7条通14丁目左9号 春光台1条2丁目1番23号 緑が丘2条3丁目1番地の5 7条通13丁目左6号
--------------------	-------------	---

釧路方面公安委員会告示第8号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、少年指導委員を委嘱し、平成13年4月1日付けで告示した。

平成13年8月24日

北海道釧路方面公安委員会委員長 西佐古 求

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成13年4月1日

北海道釧路方面公安委員会委員長 西佐古 求

氏名	住 所	活動区域の名称及び範囲
川 野 上 芝 佐 加 関 木 村 木 津 井 垣 亀 藤 本 内 谷	釧路市春探8丁目8番22号 若松町8番20号 昭和南4丁目22番1号 松浦町17番18号 双葉町2番18号 興津2丁目41番8号 美原3丁目47番1号 鶴ヶ岱3丁目10番15号 富士見3丁目11番4号 住吉1丁目50番地の1 白金町23番地14号 武佐2丁目26番21号 釧路市緑ヶ岡5丁目17番15号 星が浦大通2丁目9番10号 美原3丁目51番4号 美原1丁目15番7号	釧路市末広・鉄北地区 釧路市北大通2丁目から5丁目まで、末広町2丁目から5丁目まで、栄町2丁目から5丁目まで、川上町2丁目から5丁目まで、共栄大通1丁目1番及び若松町1番から8番まで

